

瑞穂監第43号
平成25年12月25日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
星 川 睦 枝 様

瑞穂市代表監査委員 井上 和子

瑞穂市監査委員 若園 五朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「医療保険課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「医療保険課」における平成25年4月1日から平成25年9月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「医療費」についての監査を行った。

医療保険課は、課長以下11名の職員と補助職員2名で次の事務を行っている。

- (1) 国民年金に関すること
- (2) 福祉年金に関すること
- (3) 基礎年金に関すること
- (4) 国民健康保険税の賦課及び徴収に関すること
- (5) 国民健康保険税の異議申立てに関すること
- (6) 国民健康保険税の督促及び滞納処分に関すること
- (7) 国民健康保険事業特別会計に関すること
- (8) 国民健康保険運営協議会に関すること
- (9) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること
- (10) 後期高齢者医療事業・検診事業に関すること
- (11) 後期高齢者医療事業特別会計に関すること
- (12) 福祉医療に関すること

2 監査の実施日

平成25年11月12日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び医療費の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

「医療保険課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成25年9月末現在

会計名称		予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
一般会計	歳入	260,192,000	147,553,847	56.7
	歳出	682,999,000	329,122,185	48.2
国民健康保険事業特別会計	歳入	4,925,096,000	2,154,124,358	43.7
	歳出	4,925,096,000	1,938,871,208	39.4
後期高齢者医療事業特別会計	歳入	375,766,000	136,517,897	36.3
	歳出	375,766,000	111,974,061	29.8

なお、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の歳入における一般会計からの繰入金は、それぞれ 103,942,000 円、7,443,109 円となっている。

2 医療給付費について

国民健康保険事業特別会計における年度別医療給付費の推移は、次のとおりである。

単位：円

区分／年度	23年度	24年度	25年9月	24年9月(参考)	
一般被保険者	療養給付費	2,339,935,093	2,398,686,568	1,049,529,211	1,012,953,412
	療養費	46,889,621	47,031,190	23,521,085	23,821,102
	高額療養費	246,354,099	268,058,250	143,378,922	133,115,259
	計	2,633,178,813	2,713,776,008	1,216,429,218	1,169,889,773
退職被保険者	療養給付費	196,780,050	214,999,613	94,228,317	78,333,160
	療養費	2,612,556	3,054,521	1,635,299	1,286,586
	高額療養費	23,037,822	30,629,762	16,197,335	11,797,957
	計	222,430,428	248,683,896	112,060,951	91,417,703
合計	2,855,609,241	2,962,459,904	1,328,490,169	1,261,307,476	

医療給付費については、平成24年度は前年度比3.7%の増加、平成23年度も同5.3%の増加となっている。平成25年度9月末時点での医療給付費は前年度末の44.8%に留まっているものの、前年度同月比では5.3%の増加となっており、今後も、高齢化の進行等に伴い医療給付費は増加していくものと見込まれている。

特別会計は原則として独立採算制をとっていることから、医療給付費の抑制とともに、基幹的な財源である保険税収入が欠かせない。被保険者の内訳・構成からすると低所得者が多く、収入確保には困難が伴うことも予想されるが、安定した事業運営のため、医療給付費の増加率の抑制と適正に賦課した保険税の確実な収納に努められたい。

3 福祉医療費助成事業について

平成19年10月より瑞穂市単独で、義務教育終了時までの児童・生徒を対象に入院・外来の医療費の無料化を開始している。この事業に関する医療費等の推移は次のとおりである。

区分／年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年9月
受給者数(人)	4,509	4,584	4,658	4,732	4,774
助成件数(件)	65,464	66,439	72,794	73,352	38,281
医療費(円)	134,026,538	139,246,913	163,419,261	162,297,584	85,341,065

医療費については、平成 23 年度をピークに横ばい状態となっており、本年度の支出額も半年経過時点で前年度並みの 52.6%となっている。しかし、受給者数は年々増加していることから、それに比例して増加することも十分予想される。「無料だから」という理由で安易に受診してしまう傾向が見受けられるため、適正受診を推進するための啓発文書を配布したり、学校だけが等をした場合は独立行政法人日本スポーツ振興センターからの給付金を補填したりする等の対策は講じられている。

しかしながら、この助成事業を継続させるためにはこうした対策に加え、現状を分析して、実状の公表・周知等の充実を図ることが重要と考える。今後とも市民の理解と協力を得られるよう努められたい。

4 特定健康診査について

平成 24 年度の特定健康診査受診率の見込みは、岐阜県平均が 35.4%であるのに対して瑞穂市は 42.5%であり、県平均と比較すると高い受診率であった。しかし、特定健康診査等実施計画の目標受診率は 65.0%であることから、効果的かつ継続的な啓発が必要であると報告を受けた。ちなみに、平成 22 年度及び平成 23 年度の特定健康診査受診率はそれぞれ 44.9%、44.2%と報告されており、過去 3 年間では若干の低下傾向にある。

特定健康診査は、被保険者の健康増進を図るとともに、それにより医療費の適正化につなげることが見込まれるため、受診率を向上させることは重要である。被保険者への情報提供と広報（啓発）・周知活動等に加えて受診しやすい体制を整備され、目標受診率を一年でも早く達成できるように鋭意努力いただきたい。

5 他課との連携について

特定健康診査により、メタボリックシンドロームの危険因子を持つ一定水準以上の人々が抽出される。そして、抽出された人々に対し、その必要度に合わせて特定保健指導が実施されるが、本市において特定保健指導は健康推進課の所掌事務となっている。そのため医療保険課では、特定保健指導で個々の対象者がどのような指導を受けているのかについて、詳細は把握していないとの説明を受けた。

しかし、特定健康診査・特定保健指導は各々の考え方はあるものの、連動していなければその効果は期待できないはずである。医療費の適正化さらには被保険者の健康増進を図る効果的な事業の実現という共通の目的の達成に向け、連携を強化されたい。

また、週の初めは窓口が混雑し、電話対応が十分できていないことが課題であると説明を受けた。一時的な人員不足であれば、職員の増員は難しいと思われる。行政サービスの低下に繋がらないよう、まずは所属する「市民部」として柔軟な対応ができないか検討されたい。

以上